

事務連絡
令和2年7月3日

北岡 隆浩 様

高槻市総務部
法務ガバナンス室長

市が訴訟費用を請求!

～住民訴訟潰し・嫌がらせに抗議する～

オンブズ近畿ネット 北岡隆浩（高槻市議）

訴訟費用額確定申立書等の送付について

みだしのことについて、本日、大阪地裁第2民事部及び同第7民事部に対し、訴訟費用確定申立てを行いましたので、申立てに係る関係書類一式（送付書兼受領書、申立書、計算書）の副本を送付いたします。

受け取られましたら、同封の受領書に記入の上、記載しております裁判所各部（第2民事部又は第7民事部）及び高槻市役所（法務ガバナンス室又は交通部又は交通部）までFAXしていただけますようお願いいたします。

訴訟費用とは・・・

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 **訴訟費用**は、これを2分して、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

- ・ 提訴に必要な印紙代や郵便切手代、期日出頭費用、書面作成提出費用、旅費等
- ・ 弁護士費用は含まれない

普通は訴訟費用を請求しない

・・・ということを私に教えてくれたのは、**高槻市職員**（当時の法務担当室長）

平成20年11月頃に、私が農協ビル補助金訴訟の訴訟費用を請求したところ、その一般常識を述べたうえで、**高槻市も請求しないので、北岡議員も請求しないでほしい旨要望**してきた。私もそれに合意し、以後請求していない。今回、それが反故にされた形。

住民訴訟は一般の民事訴訟とは違う

平成28・29年度の住民訴訟の提起件数と結果の内訳 (単位:件)

	住民訴訟				
	の件数	請求却下	請求棄却	原告勝訴	係争中等
都道府県	173	9	40	0	99
市区町村	339	35	93	10	175
合計	512	44	133	10	274

※総務省「地方自治月報」59号

平成28～29年度の勝訴率は約4.2%

$$\ast 10 \div (512 - 274) = 0.042017$$

なので、ほとんど・・・

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

申立一覧

	第一審事件名	事件番号
1	損害賠償等(住民訴訟)請求事件	大地H20(行ウ)第55号/大高H21(行コ)第33号
2	公金支出差止等請求事件	大地H20(行ウ)第146号/大高H23(行コ)第142号
3	損害賠償等(住民訴訟)請求事件	大地H20(行ウ)第212・249号/大高H22(行コ)第164号
⋮		
27	怠る事実の違法確認等請求事件(住民訴訟)	大地H27(行ウ)第436号/大高H30(行コ)第97号
28	損害賠償等(住民訴訟)請求事件	大地H20(行ウ)第70号/大高H21(行コ)第147号
29	損害賠償請求事件(住民訴訟)	大地H29(行ウ)第91号、第167号/大高R1(行コ)第134号

29件の申立分は計約199万円
(北岡負担分は約156万円)

私が原告のもの以外の申し立て 情報公開請求すると2件が

起案の要旨

みだしのことについて、下記一覧記載の訴訟事件に係る訴訟費用の請求を行うため、大阪地方裁判所に対し、各事件の訴訟費用額確定処分の申立てを行うものです。

記

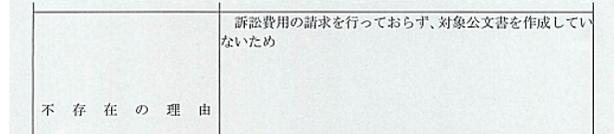
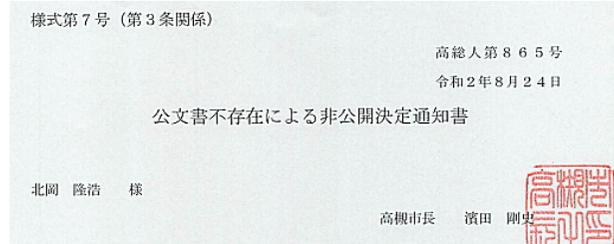
事件名	事件番号	申立額(合計)
損害賠償等(住民訴訟)請求事件		39,198円
⋮		
行政財産使用不許可決定取消等請求事件		62,448円
建物収去土地明渡等請求事件		2,186,572円

私が原告のもの以外の申し立て 情報公開請求すると2件が

役員に関する事項	大阪府高槻市 代表理事	平成27年 7月30日就任
		平成27年 8月 3日登記
	大阪府高槻市 代表理事	平成29年 7月31日重任
		平成29年 8月 4日登記

- ・ 市有地を不法占拠していた組合と組合員7名
- ・ 登記された住所に事務所はなし。
代表理事も更新していない。
- ・ 判決で市に約3億9千万円の損害賠償請求権。
回収できたのは683万円。

30件の訴訟は申立てせず

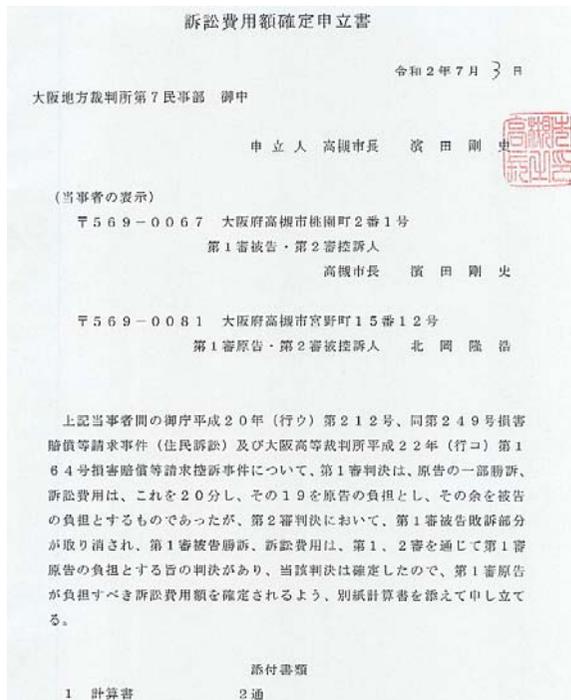


その他の訴訟については申立てをしていない。
 ⇒実質的に私が原告の訴訟だけ申立てた

高槻市が訴訟費用額確定申立てをしていない事件一覧

N.º	事件の種類	結末	負担
1	不当利得返還(住民訴訟)請求事件	最高裁判決言渡し平成22年3月25日	全額原告
2	損害賠償(住民訴訟)請求事件	大阪地裁判決言渡し平成22年10月28日	全額原告
3	保険代位による求償金請求事件(甲事件)	大阪地裁判決言渡し平成24年1月24日	全額市以外が負担
4	損害賠償請求事件	大阪高裁判決言渡し平成21年10月30日	全額原告
5	費用徴収処分取消請求事件	大阪地裁判決言渡し平成21年8月29日	全額原告
6	電柱設置等請求事件	大阪高裁判決言渡し平成23年12月6日	全額原告
7	損害賠償請求事件	大阪高裁判決言渡し平成25年1月24日	全額原告
8	管理費等請求事件	大阪高裁判決言渡し平成21年7月10日	被告高槻市が5分の2
9	道路占用許可処分取消請求事件	大阪高裁判決言渡し平成23年10月9日	全額原告
10	市営住宅に関する事件1	大阪地裁判決言渡し平成21年4月23日	全額被告
11	市営住宅に関する事件2	大阪地裁判決言渡し平成21年5月12日	全額被告
12	市営住宅に関する事件3	大阪地裁判決言渡し平成21年5月20日	全額被告
13	市営住宅に関する事件4	大阪地裁判決言渡し平成21年5月20日	全額被告
14	市営住宅に関する事件5	大阪地裁判決言渡し平成21年6月19日	全額被告
15	市営住宅に関する事件6	大阪地裁判決言渡し平成21年6月15日	全額被告
16	市営住宅に関する事件7	大阪地裁判決言渡し平成21年6月15日	全額被告
17	市営住宅に関する事件8	大阪高裁判決言渡し平成21年11月18日	全額被告
18	市営住宅に関する事件9	大阪地裁判決言渡し平成28年11月24日	全額被告
19	市営住宅に関する事件10	大阪地裁判決言渡し平成28年12月21日	全額被告
20	損害賠償請求事件	東京簡裁平成19年7月3日	全額原告
21	損害賠償請求事件	さいたま地裁判決言渡し平成20年2月7日	全額原告
22	学力等実態把握差止等請求事件	大阪地裁判決言渡し平成21年9月9日	全額原告
23	救命令取消請求事件	大阪高裁判決言渡し令和2年2月14日	全額原告
24	不当労働行為取消救命令取消請求事件	大阪高裁判決言渡し平成30年9月7日	全額原告
25	賃金等請求事件	大阪高裁判決言渡し平成21年4月16日	全額原告
26	自己申告票提出義務不存確認等請求事件	大阪高裁判決言渡し平成22年2月19日	全額原告
27	処分取消等請求事件	大阪高裁判決言渡し平成30年3月28日	全額原告
28	建物明け渡し請求事件	大阪高裁判決言渡し平成21年10月8日	全額被告
29	地位確認等請求事件	大阪高裁判決言渡し平成20年11月27日	全額原告
30	損害賠償請求事件	大阪高裁判決言渡し平成23年3月10日	全額原告
31	固定資産評価審査決定取消等請求事件	大阪高裁判決言渡し平成23年9月16日	全額原告
32	不当利得返還等請求事件	大阪高裁判決言渡し平成30年3月29日	全額原告

申立ての一例



上記当事者間の御庁平成20年(行ウ)第212号、同第249号損害賠償等請求事件(住民訴訟)及び大阪高等裁判所平成22年(行コ)第164号損害賠償等請求控訴事件について、第1審判決は、原告の一部勝訴、訴訟費用は、これを20分し、その19を原告の負担とし、その余を被告の負担とするものであったが、第2審判決において、第1審被告敗訴部分が取り消され、第1審被告勝訴、訴訟費用は、第1、2審を通じて第1審原告の負担とする旨の判決があり、当該判決は確定したので、第1審原告が負担すべき訴訟費用額を確定されるよう、別紙計算書を添えて申し立てる。

添付書類

- 1 計算書 2通

別紙計算書

(第一審分)(大阪地裁平成20年(行ウ)第212号、第249号)

NO	項目	金額	備考
1	期日出頭費用(民訴費法2条5号) 【代理人】	47,400円	口頭弁論期日第1回~第12回 (3,950円/1回)×12回
2	訴状・準備書面・書証提出費用(民訴費法2条6号)(規則別表一イ(一))	1,500円	※ 一律1,500円
3	主張書面通数加算(規則別表一イ(一))	1,000円	答弁書 1通 準備書面 8通 ※ 6~20通 +1,000円 以降15通ごとに+1,000円
4	証拠書類写し通数加算(規則別表一イ(二))	0円	乙号証 6通 ※ 16~65通 +1,000円 以降50通ごとに+1,000円
5	旅費(交通費)【代理人】	3,600円	依法律事務所⇄大阪地裁 約4km ※ 半径500m未満は、0円 300円×12回
6	予納郵便	2,198円	1,099円×2
合計		55,698円	
	原告側負担分 10/10	55,698円	
	被告側負担分 0/10	0円	

別紙計算書

(控訴審分)(大阪高裁平成22年(行コ)第164号)

NO	項目	金額	備考
1	訴え提起手数料(民訴費法2条1号)	19,500円	控訴状貼用印紙代
2	期日出頭費用(民訴費法2条5号) 【指定代理人】	3,950円	口頭弁論期日第1回 (3,950円/1回)×1回
3	訴状・準備書面・書証提出費用(民訴費法2条6号)(規則別表一イ(一))	1,500円	※ 一律1,500円
4	主張書面通数加算(規則別表一イ(一))	0円	控訴状 1通 控訴理由書 1通 準備書面 1通
5	証拠書類写し通数加算(規則別表一イ(二))	0円	乙号証 1通
6	旅費(交通費)【指定代理人】	570円	高槻市役所⇄大阪地裁 約19.7km 10キロ以上=30円/1km×距離 30円×19=570円
合計		25,520円	
	控訴人側負担分 10/10	25,520円	
	被控訴人側負担分 0/10	0円	

こんな申立ても・・・

勤務中に組合活動をする職員の職務専念義務を違法に有給で免除していた事件(有給職免訴訟)

(水道部分はH22年10月1日に上告棄却等で勝訴確定)

⇒訴訟費用の負担は原告側が10分の3

=負担割合は、市が7、私が3

- ・ R2年7月3日付で市が訴訟費用の申立て
- ・ 明らかに私がもらうほうが多いので
- 10月12日に私も申立て
- ・ 12月17日裁判所は市が3250円払えと決定
- ・ R3年1月15日市は時効で債権消滅と主張
- ・・・なんやそれ!

住民訴訟で訴訟費用の原告負担は制度的な欠陥では？

- ・原告住民が勝訴しても、利益は地方自治体に。
- ・原告住民に利益はなく、持ち出しばかり。
- ・行政に勝つのは困難。低い勝訴率（約4.2%）。
- ・その上、判決後「訴訟費用」として相手方の弁護士の期日出頭費用等も請求されるとなれば、**オンブズマン側は委縮**してしまう。

⇒住民訴訟や情報公開訴訟で、原告住民に訴訟費用の負担を強いるのは、制度的な欠陥では？

⇒合法であっても、行政がやるべきことではないのでは？

他市の事例

【宝塚市】市が原告市議に260万円を請求
⇒異議申立てするも却下

【枚方市】補助参加人が訴訟費用額確定申立て

【弘前市】談合を問う住民訴訟で原告敗訴。市が申立て
⇒オンブズマンの抗議を受けて、市長が「**私の任期中は請求しない**」と記者会見

弘前市長コメント2010/8/11

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク、全国市民オンブズマン連絡会議などから、弘前市民オンブズパーソンに訴訟費用を請求しないよう市に対し申し入れがあり、検討してまいりました。

これまで、判決に基づき訴訟費用の請求について事務的に手続きを進めてまいりましたが、**全国的な動向を調査した結果、判決に基づいて訴訟費用を請求する事例は極めて少ない**ことが確認されました。

また、オンブズパーソン住民訴訟においては、そのことを通して、**全国的に地方公共団体の違法・不当な行為、怠る事実の発生が防止され、事業の適正化、改善や是正がなされてきた**ことも事実です。

以上のことを総合勘案すると、私としてはオンブズパーソンに係る訴訟費用については、地方公共団体を取り巻く諸制度の社会的成熟が図られるまで見合わせるのが妥当と判断し、**今回の訴訟費用については、私の任期中は住民に負担を求めない**こととしました。

No. 37 2011/1/26

井上善雄弁護士論文
「住民訴訟と訴訟費用
原告住民負担判決」
<http://ombuds.exblog.jp/>

1 違法な支出だ、金返せ！

2 裁判を起す際の訴訟費用はみんなカンパでまかなってます。

3 法律では訴訟費用を請求して金払え！

4 ハイリスク・ノリタンの住民訴訟など誰も起こさなくなっちゃう。

逆、市民が敗訴した場合、自治体側が市民に訴訟費用を請求できることになっているが、これまでほとんどの自治体は市民に請求してこなかった。

訴訟費用に関する裁判所の無理解が直接の原因だが、公益追及型訴訟に関する法律改正も必要だろう。

裁判に負けて多額の自治体側訴訟費用を負担するのなら、

裁判を起すには印紙（地裁は1万3千円）が必要、また切手代やコピー代もかかる。

裁判を起す際は印紙（地裁は1万3千円）が必要、また切手代やコピー代もかかる。

市民が勝訴すれば自治体側に請求できる。

オンブズマン

自治体職員

自治体

オンブズマン

www.comipo.com

ご清聴ありがとうございました！